

くらし

人との間隔はできるだけ2メートル避けましょう。「密閉」「密集」「密接」を避け、こまめに手洗いを。外出時は症状がなくてもマスクを着用しましょう。

証明書のコンビニ交付を一時停止します

③羽村市富士見霊園の墓地を使用している方
利用料金 ホール（1日）2万370円
和室（1日）1万5280円
申込み・問合せ 富士見斎場☎555-6269

システムメンテナンスのため、コンビニ交付を一時停止します。住民票の写しや課税（非課税）証明書などが必要な方は、市民課および課税課の窓口を利用してください。ご理解、ご協力ををお願いします。

停止する日時 12月9日(水)～11日(金)
午前6時30分～午後11時(終日停止)
停止するサービス 住民票、印鑑登録証明、課税（非課税）証明書
賃本・抄本の交付、本籍地利用登録問合せ コンビニ交付について：市民課受付係内121／課税（非課税）証明書について：課税課市民税係内162

12月～1月は、政治家の寄附禁止PR強化期間（冬期）

寄附禁止のルールを守つて明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

○政治家は有権者に寄附を贈らない！
○有権者は政治家に寄附を求めない！
○政治家から有権者への寄附は受け取らない！



問合せ 選挙管理委員会事務局内684

令和3年1月から富士見斎場で、通夜・告別式だけでなく、法事も行うことができます。1月以降の法事の予約は12月1日(火)から受け付けます。

利用条件

①市内在住の方が亡くなったとき
②市内在住の方が祭祀を主宰するとき

①市内在住の方が亡くなつたとき
②市内在住の方が祭祀を主宰するとき

③身体障害者手帳1級または2級の方
④愛の手帳1度または2度の方
⑤精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

⑥難病指定を受けていて、避難するための支援が必要な方
⑦そのほか、避難の際に支援が必要と市長が認めた方

※①～⑥に該当しない方で、避難支援が必要な方は、防災安全課に問い合わせてください。

●名簿に記載する項目

氏名・性別・生年月日・住所・緊急連絡先・避難支援の理由など

●名簿情報を提供する機関（避難支援等関係者）

町内会・自治会、自主防災組織、民防・児童委員、羽村市社会福祉協議会、羽村市消防団、羽村市交通安全推進委員会、福生消防署、福生警察署、その他、避難支援などの実施に関して市長が必要と認める関係者

※災害時には、本人の同意が得られていないなくても必要な範囲内で名簿情報を提供する場合があります。

●新たに名簿登録の対象になる方へ通知を送ります

12月下旬以降に制度の案内、名簿情報の確認および避難支援等関係者への

TOKYO交通安全キャンペーン
12月1日～7日

◆重点1 子どもと高齢者の安全な通行の確保

○お子さんに、道路でキックスケートなどの遊具を使用させない。
○歩行者の死亡事故のうち約半数は高齢者。交通ルールを守り、ほかの人の見本となる安全な行動の実践をする。

◆重点2 飲酒運転の根絶および高齢運転者などの交通事故防止

○飲酒運転は犯罪。酒気を帯びた人には運転させる、その車両に同乗する行為も罰せられます。
○「あたり運転」は事故を誘発する危険極まりない行為。絶対にしないでください。

○東京都では、ペダル踏み間違い時の急加速を抑制する装置の購入・設置の補助を行っています。高齢ドライバーの

年末防犯・交通安全・火災予防
パトロール週間

安全で安心な日常を目指して

市民主体の団体、町内会・自治会、学校関係者、福生警察署、福生消防署、羽村市消防団、羽村市交通安全推進委員会、福生警察署管内防犯協会羽村支部などと協力・連携し、市内をパトロールします。

◆重点3 自転車の交通事故防止

○夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材を活用して「自分の存在をアピール」する。

○自転車を利用する際は、大人も子どもヘルメットを着用する。

◆重点4 二輪車の交通事故防止

○車の間のすり抜けや無理な追越しは絶対にしない。

◆重点5 違法駐車はやめましょう

○特に交通量の増える年末は、あらかじめ外出先の駐車場やパークイングメーターを利用してください。

◆重点6 違法駐車はやめましょう

○特に交通量の増える年末は、あらかじめ外出先の駐車場やパークイングメーターを利用してください。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係内216

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係内216
期間 12月17日(木)～23日(水)
実施場所 小作駅東口周辺
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出発式は行いません。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係内216
期間 12月17日(木)
実施場所 羽村市内全域
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出発式は行いません。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

安全・安心

災害時に備えて
避難行動要支援者制度

●避難行動要支援者名簿の登録

高齢の方や障害のある方などのうち、特に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿を市が事前に作成し、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てる制度です。

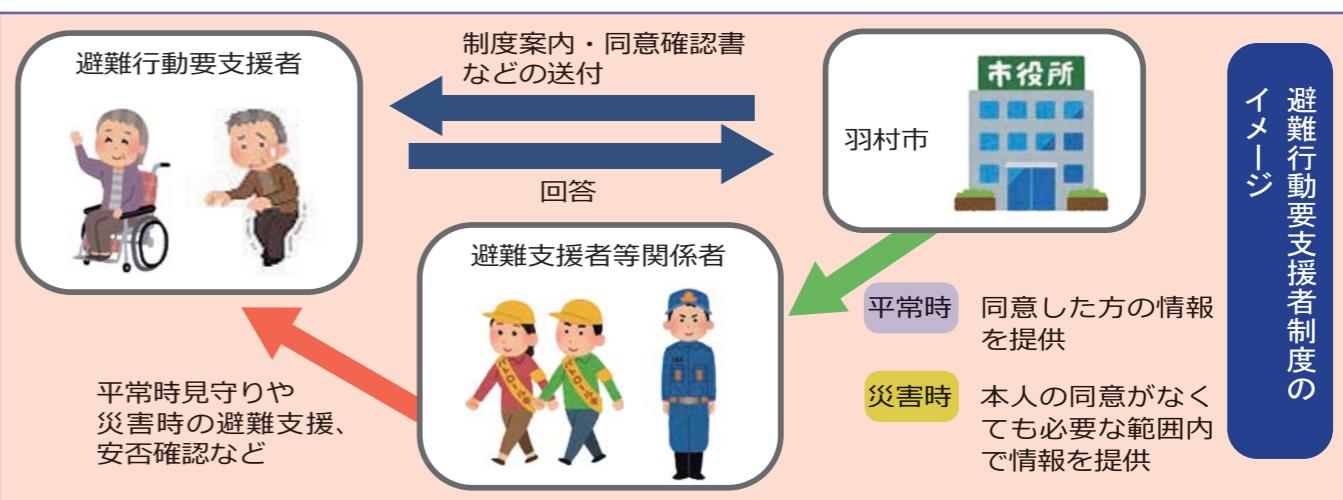
名簿に登録する対象者は、あらかじめ市の地域防災計画で定めています。名簿情報は災害時などに、必要な範囲内で関係者に配布されます。本人の同意が得られた場合は、災害発生前から、日頃の見守りや避難訓練などの防災活動に生かされます。

※総合防災訓練では、町内会・自治会が行う避難対策および安否確認の訓練などに、事前に配布された名簿情報を活用しています。

●名簿の登録対象

市内在住で、次のいずれかに該当する方（施設入所中、長期入院中の方は除く）

①75歳以上で構成する世帯の方
②介護保険制度の要介護3以上の方



避難行動要支援者制度のイメージ